

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年十一月十七日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和四年十一月十七日奈良県指令建第一一〇―九二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十一月七日建第一〇二二二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十一月七日建第五八六〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市膳夫町五七三番三、五七三番五、五七三番六、五七三番七、五七三番八、五七三番九、五七三番一〇、五七三番一一、五七三番一二、五七三番一三、五七三番一四、五七三番一五、五七三番一六、五七三番一七、五七三番一八、五七三番一九、五七三番二〇、五七三番二一、五七三番二三、五七三番二四、五七三番二五、五七三番二六、五七三番二七、五七三番二八、五七三番二九、五七三番三〇、五七三番三二及び五八四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市川西町九三八番地の一二六

志野浩章

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市膳夫町五七三番三

公園 橿原市膳夫町五七三番一三

下水道 橿原市膳夫町五七三番三、五七三番三二及び五八四番三の各一部

水路 橿原市膳夫町五七三番九、五七三番三二及び五八四番三

一 許可番号

令和五年六月十四日奈良県指令建第一一〇―一七二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十一月八日建第一〇二二三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市丹後庄町二六〇番一、二六一番一、二六二番一、二六七番、二六八番、二七一番、二七二番、二七三番、二七四番、二七五番、二七六番、二七七番、二七八番、二七九番、二八〇番、二八一番二、二九〇番三、二九〇番四、二九〇番五、二九〇番六、二九〇番八、二九四番一四、二九四番一五、三〇〇番一、三〇〇番八、三〇四番、三一五番、三三五番四、三三五番五、三三五番六、四九七番、四九八番、五〇一番、五〇二番、五〇三番及び五〇四番並びに番条町六四八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区谷町五丁目三番一七号
株式会社丸島アクアシステム 代表取締役 島岡秀和

一 許可番号

令和五年九月二十五日奈良県指令建第一一七一七二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十一月九日建第一〇二二四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字百済一七二四番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府羽曳野市軽里一―一七―七―二〇二
中尾茂夫

一 許可番号

令和四年八月三十一日奈良県指令建第一一〇―二九号

令和四年十二月五日奈良県指令建第一一〇―二九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十一月十日建第一〇二二五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十一月十日建第五八六一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡高取町大字清水谷三三三番一の一部、三一九番の一部、三三二番、三三三番、三三四番一の一部、三三四番二の一部、三三五番一、三三七番一、三三〇番の一部、三三一番の一部、三三二番の一部、三三八番の一部、二八七四番及び二八七五番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡高取町大字清水谷一二六九番地

新生薬品工業株式会社 代表取締役 梶谷徳輔

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 高市郡高取町大字清水谷三二五番一の一部